投稿論文

フェミニズム理論における連合・連帯の規範的構想 --- ナンシー・フレイザーとアイリス・マリオン・ヤングの議論から

山岸大樹*

本稿は、ナンシー・フレイザーとアイリス・マリオン・ヤングのフェミニズム理論および政治・社会理論に焦点を当てつつ、両者におけるフェミニストとしての連合・連帯の構想を比較し、現代の理論および状況に照らしつつ検討するものである。フレイザーとヤングは、ともに1980年代以降の社会と運動の状況を念頭に置きつつ、社会主義および批判理論を足がかりとして、女性をはじめさまざまな属性の人びとが被る不正義の是正に向けた、規範的な政治理論の構築を目指してきた。両者の相違は、政治、経済、文化等に関わる不正義をいかに認識し、その是正に向けていかなる治癒策を採用すべきかという点に関するものであると解釈されてきたが、本稿では両者の不正義および社会集団に関する考察や、その相違に起因する論争を検討することによって、それらが連合・連帯のあり方に関する構想においてどのような形で表れているのかを明らかにすることを目的とする。

キーワード

アイリス・マリオン・ヤング、ナンシー・フレイザー、差異化された連帯、99%のためのフェミニズム、 不正義

はじめに

フェミニズムの深化と発展は、社会理論の発展や社会情勢の移行、および不正義の 是正を目的として生起する社会運動の状況 と不可分の関係にある。西洋諸地域で1960 年代以降に主流となった社会運動は一般に 「新しい社会運動」と呼ばれ、それまでの マルクス主義に基礎を置く階級基盤的な結束とは異なる集合体が主体となった運動であったとみなされているが、その集合体の性質については、産業構造の変化、共有される価値観や信念の多様化、社会的属性やアイデンティティの多元化といったさまざ

DOI: 10.24567/0002003770

^{*}同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程

まな要素が考えられ、意見が分かれる点でもある(本田 2022: 17)。同時代以降のフェミニズムにおいても、階級主導的であった運動内における性差別の経験や、周縁化されてきた人びとの経験などがより聞き届けられるようになるにつれて、今後のフェミニズムが焦点を合わせるべき不正義についての認識や、その是正に向けた戦略や治癒策のあり方について、数多くの議論が交わされることとなった。

アイリス・マリオン・ヤング(Iris Marion Young)とナンシー・フレイザー(Nancy Fraser)はいずれも、「新しい社会運動」が主流となりつつある社会の中で、フェミニズム理論や政治・社会理論の分野において活発な議論を行った人物である。本稿の目的は、ヤングが最終的に到達した連帯の構想である「差異化された連帯 differentiated solidarity」とフレイザーが現時点において到達した連帯の構想である「99%のためのフェミニズム feminism for the 99%」について、それまでの議論の変遷をたどりつつ検討することにある。

以下で確かめていくように、それぞれの 連合・連帯¹の構想は、両者における理論的 な見解の相違とフェミニズムをはじめとす る運動がとるべき戦略についての相違の両面を反映したものである。より詳しく言うならば、同時期の社会における不正義の分析および解釈と、その不正義に対する治癒策remedyという2つの相違が、それぞれの連合・連帯の構想における独自性に引き継がれているのである。本稿では、1990年代に両者のあいだで交わされた不正義の分析および解釈に関する論争を中心に、それらに関する両者の議論の経緯やその後の発展も含めて検討する。

このフレイザーとヤングの論争については、ケヴィン・オルソン(Kevin Olson)が編者となり 2008 年に出版された、フレイザーによる不正義の理論化に関する論文集Adding Insult to Injury に両者の論考が収録されている他、同書にはアン・フィリップス(Anne Phillips)がこの論争を詳しく検討した論考も収録されている。また、両者の論争のレビューないし検討を含む論考として、Heyes(2003)、Eisenberg(2006)、La Caze(2006)、Allen(2008)、Dorrien(2021)などが挙げられる²。だが、これらはいずれも再分配/承認をめぐる両者の相違に焦点を当てて論じる構成となっており、ヤングの連帯論およびフレイザーの進歩的ポピュ

本稿では、多様な背景を有する人びとが不正義の是正を目的として形成する人びとのつながりとして連合 coalition/alliance という語を、不正義の是正を念頭に置きつつも日常的な場面から連続して形成される人びとのつながりとして連帯 solidarity という語を、それぞれ用いている。以下でみるように、ヤングの理論には『正義と差異の政治』で触れられた連合の構想から、Inclusion and Democracyで展開される連帯の構想への発展がみられる。フレイザーの場合はこのような連続がみられるわけではないが、『99% のためのフェミニズム宣言』には連帯という語が複数用いられている。本稿の議論においては、こうした区別は特に重要ではないため、連合・連帯とまとめて呼称する。

² 本稿では参照しないが、フレイザーとヤングがともに認識論的な観点から社会的排除について論じたフェミニストであることに着目する重要な論考として Dieleman (2012) があり、両者の不正義に関する理論について従来はあまり取り上げられてこなかった視座から比較がなされている。

リズム論や「99%のためのフェミニズム」の検討にまでは踏み込んでおらず、連合・連帯についての両者の具体的な構想の比較や、その構想に不正義に関する議論がどのように関係するかについての検討までには至っていない。また、本邦において両者の不正義に関する議論および論争について検討した研究としては、教育社会学における福島(2008)、政治哲学・政治理論における向山(2014)、森(2016)、辻(2016)などが存在するが、やはりいずれも両者の連合・連帯のあり方を検討するには至っておらず、また社会運動およびフェミニズム理論への着目も弱いことから、本稿とは関心を異にするものである。

第1章 ヤングにおける不正義の分析 と連合・連帯の構想

――『正義と差異の政治』および社会 主義フェミニズムとの関係から

本章ではヤングに焦点を当て、その不正 義に関する理論と、その背景にある思想的立 場の概要を検討する。後述するフレイザーに よるヤングへの批判およびヤングからの反 論を正しく理解するためには、論争の主題お よび内容に加えて、その背景についても確か める必要がある。以下では、正義の「分配的 パラダイム」と呼ばれる立場を避けようとし たヤングの理論が、社会集団が被る抑圧の 多様性と複雑性に留意したものであること、 連合・連帯の形成においてもこうした社会 集団と抑圧の多様性と複雑性が念頭に置か れるべきとされたこと、そしてこれらの議論 に、ヤング自身と社会主義フェミニズムの関 係が根差していることを確認していく。

1990年に刊行されたヤングの『正義と差 異の政治』は、政治哲学において探求され てきた正義についての諸理論における問題 点を指摘し、それに代わる理論の構築を試 みた著書である。ヤングによれば、「現代の 哲学的な正義論は、(…) 社会的正義の概念 を、社会の構成員間における道徳的に妥当 な利益と負担の分配という意味に限定する 傾向がある」(Young 1990a=2020: 19)。21 世紀においてなお影響力を有し、「政治哲 学のいわば『座標軸』」(齋藤・田中 2021: ii) であり続けているジョン・ロールズ (John Rawls) の理論をはじめ、政治哲学・ 政治理論における正義についての議論のほ とんどは、「分配的な問題に第一義的な焦 点を当てている」(Young 1990a=2020: 23) とヤングは指摘する。

ヤングによれば、このような正義に関す る理論の「分配的パラダイム」は、「新しい 社会運動が暗に訴えかけている社会的正義 の概念」(Young 1990a=2020: 1) を射程に 入れることができない。まず分配的パラダ イムは、物質的な財の分配に焦点を当てす ぎることで、社会構造や制度的文脈といっ た、現実の分配状況に影響を与えている要 素を軽視する。ヤングによれば、正義に関 する議論は分配だけを焦点とするのでは不 十分であって、少なくとも意思決定、分業、 文化という4つの要素を正義の主題として 扱わねばならない。加えて、分配的パラダ イムは分配の対象とする「財」の範囲を、権 力、機会、自尊心といった概念にまで拡張 してしまうことによって、それら非物質的 な概念を社会的な関係やプロセスに関わる ものではなく、静態的なものとしてみなし

てしまう。これらの概念は分配可能な財として理解するのではなく、意思決定、分業、文化といった要素に焦点を当てつつそれらがいかなる状況であるかを分析するという形で扱いながら、社会的諸関係の視座を交えて解釈することが適切であると、ヤングは主張する(Young 1990a=2020: 第1章)。

分配に加えて、意思決定、分業、文化の各 領域で捉えられる不正義は、ヤングの議論 においては「自我の発達に対する制度的制 約」である抑圧と、「自己決定に対する制度 的制約」である支配という2つの形態に分類 される (Young 1990a=2020: 53-4)。 さらに抑 圧は、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、 暴力という5つの形態に分類できる3。このよ うに抑圧の形態を細分化したのは、「複数の 抑圧を共通の本質に還元したり、一つの抑 圧が他の抑圧よりも本質的であるなどと主 張することなく、複数の抑圧を比較するこ とが可能」であるような不正義の理論化を ヤングが目論んでいたからである(Young 1990a=2020: 92)。分配的パラダイムに比較 して考慮すべき対象や文脈が複雑化すると しても、その複雑さを縮減せずに捉えられ るようにしておくことが、ヤングの正義論に おいては求められているのである。

抑圧の分析を通して社会集団間の共通性 と差異を認識することは、不正義の是正に 向けた連合・連帯の形成に大きく関係す る。ヤングは、社会運動における集団間の 差異を廃絶しようと苦闘してきた運動の歴 史、すなわち「同化の理念」に支えられてき た運動に対してその意義を認めつつも、そ れよりも「集団間の差異の肯定を自己規定する」という性質を帯びた「差異の政治」の構想を支持するという立場をとる(Young 1990a=2020: 221)。ただし、ヤングが差異の政治を支持するのは、「差異の意味を問い直す」ような実践が付随する場合に限ってであることに注意が必要である(Young 1990a=2020: 221,236)。

差異の本質主義が曖昧になるにつれて、つまり女性、黒人、同性愛者に固有の本性に対する信念が正当と見なされなくなるにつれて、恐れは高まる。差異の政治は、この恐れに正面から向き合う。それは、人々を区別する明確な境界を持たない、まさに曖昧で、関係的で、流動するものとして、つまり不定形の統一体でも純粋な個体でもないものとして集団の差異を理解しようとする(Young 1990a=2020: 239)。

このように捉え返された差異の意味を帯びた社会集団によって構成される運動の連合体として、ヤングは「虹の連合 rainbow coalition」を想定する(Young 1990a=2020:262-3)。この連合は、構成する集団のそれぞれが他の集団の存在を承認し、社会的な争点に関する経験や視座の固有性を互いに認め合うことで構成される。運動の方向性や目的については、連合の内部でそれぞれ組織化された集団から選出された代表が独自の分析をもとに意見を表明し合い、各団体が平等な権力を行使できるように設計さ

³ これらの形態について、詳細は『正義と差異の政治』第2章の他、Voet (1998) や向山 (2014) などを参照。

れた意思決定過程に参画しつつ定められるとされる。『正義と差異の政治』の時点では、ヤングにおける連合・連帯の構想はこの「虹の連合」において具現化されると考えてよいであろう。

『正義と差異の政治』で分配的パラダイ ムの代替となる正義の理論を構想するにあ たって、ヤングはいくつかの学術的方法を 組み合わせたことを明らかにしているが、 そのうちの1つにマルクス主義フェミニズ ムがある。1960年代から70年代にかけて、 新左翼運動の内部において多くの女性たち が経験した性差別について、マルクス主義 フェミニストたちはマルクス主義自体の理 論的欠陥が関係していると捉えたうえで、 いかなる改良が可能であるかをめぐって議 論を交わした (Sargent 1981=1991)。たとえ ばハイジ・ハートマン (Heidi Hartmann) は 「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結 婚」という論文で、階級的な抑圧を生じさ せる社会システムを資本制、性的な抑圧を 生じさせる社会システムを家父長制と定義 したうえで、両者は固有の力学と発展形式 を有すると論じる (Hartmann 1981=1991)。 マルクス主義が対象とする社会システムと フェミニズムが対象とする社会システムが それぞれ別個で独立したものであると認識 する点から、ハートマンの立場は二元論的 であると言える。

ヤングはこうした二元論に異を唱え、フェミニズムはマルクス主義との「結婚」を目指すのではなく「マルクス主義を引き継ぎ、ジェンダー関係を中核とするような理論へとマルクス理論を変えていかなけれ

ばならない」と主張する (Young 1981=1991: 89)。そのような理論において中核になるのが、ジェンダー分業に関する分析である。ヤングによれば、ジェンダー分業は生産関係の構造にとって基本的なものであり、それなしには資本制社会の存続が困難となるようなものである。

社会全体の経済構造や支配関係を理解するために、ジェンダー分業の構造を特に考察する必要があると主張したい。このジェンダー分業のカテゴリーにより、社会主義フェミニストは、階級、支配、生産分配関係の現象と女性抑圧の現象とを、同じ社会経済システムの側面としてみなすことができる。このような見解に立つことによって、私たちはすべてのマルクス主義者に対し、女性の状況や抑圧の問題を社会形成の分析に不可欠なものとして考慮するよう要求できる(Young 1981=1991: 96)。

この引用部には、『正義と差異の政治』における分配的パラダイム批判とその代替案の提起につながる部分、すなわち関係や構造の面から不正義を理解するために分業概念を取り上げる必要があるという主張が、すでに現れている。同書の分配的パラダイム批判は、第一には政治理論・政治哲学において多くのリベラルな正義論のアプローチが、ジェンダーをはじめとする社会集団の不正義への射程を適切に組み込めてこなかったことに向けられているが、その根底には社会主義フェミニストとしてのヤングによる、マルクス主義に対する同種の批判

的視座が存在しているのである。

だがその後、『正義と差異の政治』と 同じく1990年に刊行された単著である Throwing Like a Girl で、ヤングは社会主義 から距離を置くと明言する。ヤングは学術 的な面のみならず、1970年代から80年代に かけてアクティヴィストとしても社会主義 フェミニズムにコミットしてきた経験を有 していた⁴が、さまざまな抑圧に対抗する社 会運動が多様な場所やしかたで生起し、そ れぞれが被る不正義に対抗するのを目にし て、ヤングは「かれらの敵が資本主義であ ると言うことは抽象的すぎる」のではない かと疑念を抱く (Young 1990b: 5)。時代が 進むにつれてフェミニストが対峙する問題 もより多元化し、単に「社会主義フェミニ ズム」と分類するのでは不足するほど多く の文脈を抱えるようになったとヤングはみ たのである。遺作の『正義への責任』にお いて明らかなように、ヤングが貧困や階級 的不正義を「あと回し」にしたわけではな い。マルクス主義が女性の抑圧を「あと回 し」にして資本主義との対決を優先しよう としたことへの警戒と同じように、資本制 を敵として結集するフェミニズムを打ち立 てることによって、それぞれの女性たちが 関係する属性において抱える多様な抑圧を

「あと回し」にすることをこそ、ヤングは避けようとしていたのであった。

第2章 フレイザーの不正義に関する 理論とその是正策

――ヤング『正義と差異の政治』に対する批判、およびその後の論争

本章では、フレイザーによる不正義とそ の是正策に関する理論を確認したうえで、 そこからヤングに対してどのような批判が 展開されたかという点を主に取り上げつ つ、どのようにして連合・連帯をめぐる両 者の立場の差異が生じたのかを検討する。 前章で触れたとおり、ヤングは1980年代 まで社会主義フェミニストとしての立場に コミットしながら、1990年代を前に社会主 義から離れて独自の議論を構想するに至っ た。一方のフレイザーは、1980年代から 現在に至るまで資本主義の問題系に深くコ ミットし続けながら、不正義の是正に関す る議論を発表している。フレイザーがヤン グの『正義と差異の政治』を批判するのは、 1997年に刊行された『中断された正義』の 第8章であるが、この批判は同書の第1章 で展開される再分配5/承認の二元論の観 点から、ヤングが論じる正義についての理 論に向けられたものである。したがって、

⁴ アン・ファーガソン(Ann Ferguson)は、1970 年代から 80 年代にかけて、マルクス主義 - 社会主義フェミニストらで構成されていた活動・研究グループにヤングとともに所属していたことを、ヤングの没後に明かしている(Ferguson and Nagel 2009: 4)。また、Throwing Like a Girl 第4章では、ヤング自身が活動のなかで経験した「差異」の状況が述べられている(Young 1990b: Chapter4)。

⁵ redistributionの訳について、フレイザーの著書の邦訳では「再配分」とされることが多いが、政治理論 および政治哲学においては「再分配」と訳されるのが通例である(配分はallocationの訳語とされる)。 最近ではフェミニズム理論においても、江原(2022)がフレイザーの議論を参照した際にあえて意図 的に「再分配」と訳出したことを明記しており、本稿でもすべて「再分配」と記載する。ただし例外 として、邦訳書の書名となっている『再配分か承認か?』については、そのまま記載する。

まずはフレイザーによる再分配/承認の二元論がどのようなものかを確認する必要がある。その後、不正義の理論化に関するヤングへの批判の射程が、連合・連帯を形成する際の基礎に何を位置づけるべきかという点にまで及ぶこと、すなわち人びとおよび社会集団のあいだに「再分配/承認のジレンマ」が存在することを認識して、再分配の次元に留意しながら連合・連帯に向かうべきであるとフレイザーが主張したことを確認したい。

フレイザーによる正義に関する議論の中身に立ち入る前に、踏まえておかねばならないこととして、フレイザーの議論は特定の社会的状況を念頭に置いているということが挙げられる。フレイザーは社会運動における「ポスト社会主義」的な対立に強い危機感を抱いており、こうした時代状況がフレイザーにおける正義の理論化を構成していると述べている。

20世紀末期において、「承認への闘争」が急激に政治的対立のパラダイムとなりつつある。「差異の承認」が、ナショナリティ、エスニシティ、「人種」、ジェンダー、セクシュアリティの名のもとに動員された集団の闘争を先鋭化させている。このような「ポスト社会主義」的対立のなかで、集団的アイデンティティは政治的動員の主要な媒体として階級の利害に取って代わろうとしている(Fraser 1997 = 2003: 19)。

このように、「ポスト社会主義」的な状況

において、社会集団が提起する運動の目的 と戦略は多様化し、階級を基盤とし再分配 の実現を目的とした運動の力が削がれてい るというのがフレイザーの診断であった。 もちろんフレイザーは、承認を求める運動 によって抑圧が是正される局面や社会集団 があることを否定しない。だが、人種や ジェンダーといった社会集団においては、 低賃金労働への就業傾向を批判するといっ た再分配への要求と、スティグマによって 自尊心を毀損されることへの批判といった 承認への要求がどちらも含まれ、片方の要 求がもう片方の要求を阻害する可能性があ る。前者は人種やジェンダーに関わりなく 平等な処遇を要求する、すなわち集団の解 体を志向するのに対して、後者は人種や ジェンダーの価値を肯定し直すよう要求す る、すなわち集団の肯定を志向する性質を 有するからである。これがフレイザーの指 摘した「再分配/承認のジレンマ」である (Fraser 1997=2003: 第1章)。

フレイザーによれば、ヤングは「差異の 政治」に関する議論において、このジレン マを真剣に捉えることができていない。分 配的パラダイムへの批判と5類型からなる 抑圧の理論化によって、再分配の問題の位 置づけを曖昧にする一方で承認の問題をよ り優先すべき対象として想定してしまい、 あらゆる社会集団による正義への要求を承 認の視座から一元的に解釈してしまうから である。ヤングによる社会集団の理論化に ついても、階級のような集団とエスニシ ティやセクシュアリティのような集団、そ して人種やジェンダーといった集団のあい だにそれぞれ存在しうる目的や要求の性質の差異を捉えそこなっているとされる⁶。このように、不正義、その是正策、そして社会集団のいずれの理論化においても、ヤングは再分配と承認の関係を適切に捉えることに失敗しているというのが、フレイザーの主張である(Fraser 1997=2003: 第8章)。

ヤングの構想の代案として、フレイザー は政治経済分野と文化分野における是正策 のパターンを2つずつ取り上げ、それぞれ のより望ましい策を組み合わせることが最 善であると主張する (Fraser 1997=2003: 35-49)。まず政治経済分野においては、フレイ ザーが「リベラルな福祉国家」と呼ぶ策 と「社会主義」と呼ぶ策が対置され、前者 が肯定的治癒策、後者が変革的治癒策とし て位置づけられる。肯定的治癒策は、結果 としての不正義にのみ着目し、社会的不公 正を生みだしている社会的基盤を乱すこと なく、既存の集団や構造の布置に従って是 正を図る考え方であり、リベラル・フェミ ニズムもこうした考え方に立つとされる⁷。 変革的治癒策は、既存の集団や構造の布置 を決定づけている社会的基盤自体を再構造 化することによって是正を図る考え方であ

り、ジェンダーの二元論を打ち崩そうとする社会主義フェミニズムの思想がこうした考え方に立つとされる。前者は既存の社会集団の差異をそのままにする、あるいは促進する一方で、不公正な分配の結果とのするれた集団的なスティグマをもそがするで、あるいは強化する可能性がある。後者は既存の社会集団における境界のとは、であるともの連合・連帯の形成により適した思しがとの連合・連帯の形成により適した思しがとの連合を結集させることができるたかにより連合を結集させる。したがっていたの連合を持たであると結論づける。

次いで文化分野においては、フレイザーが「(主流派の)多文化主義」と呼ぶ策と「脱構築」と呼ぶ策が対置され、前者が肯定的治癒策、後者が変革的治癒策として位置づけられる。この対比においても、それぞれの社会集団には政治経済分野と同様の影響がもたらされる。すなわち肯定的治癒策をとった際は集団的なスティグマがそのままにされたり強化されたりする可能性があるのに対し、変革的治癒策をとった際は不

⁶ フレイザーは、差異の政治を主張するヤングのモデルにおいて、「伝統的に女性的なものを賞賛するような種類の差異主義的フェミニズム」が特権化されていると解釈する(Fraser 1997=2003: 308)。つまり、ヤングの理論を肯定的治癒策に位置づけているように思われる。だが、ヤングは差異の価値を伝統的なものに求めているわけではない。すでに引用したように、ヤングは「曖昧で、関係的で、流動するものとして、つまり不定形の統一体でも純粋な個体でもないものとして集団の差異を理解しようとする」ような姿勢が、差異の政治には含まれると論じている(Young 1990a=2020, 239)。すなわち、ヤングの差異の政治は肯定的治癒策のみならず変革的治癒策としての質を多分に含んでいると考えられる。

⁷ 肯定的治癒策としての「リベラル・フェミニズム」への批判的立場は、『99%のためのフェミニズム宣言』に引き継がれている。「『差別』を糾弾し、『選択の自由』を掲げているとはいえ、リベラル・フェミニズムは大多数の女性たちから自由とエンパワメントを奪う社会経済的なしがらみに取り組むことを頑として避けている」(Arruzza et al. 2019=2020: 28)。

正義の是正に向けた人びとの結集を容易にすることができるため、後者の方が人びとの連合・連帯の形成により適した思想的基盤であると言える。したがってフレイザーは、脱構築の方がより望ましい治癒策と結論づける。

このようにして、政治経済分野における 社会主義的是正策と、文化分野における脱 構築的是正策を組み合わせた構想を、フレ イザーは擁護する。「ポスト社会主義」的状 況のアメリカ合衆国において、多くの運動 はリベラルな福祉国家と(主流派の)多文 化主義を組み合わせた戦略を志向している が、そのような考え方を転換することなし に、再分配/承認のジレンマを回避して政 治経済的不正義と文化的不正義をともに是 正することは不可能だと、フレイザーは考 えるのである。

こうした批判に対して、ヤングはフレイ ザーの議論が前提とする二元論的性格を問 題にする形で応答している。ヤングによれ ば、不正義の性質を政治経済的分野と文化 分野に区別し、その焦点を再分配と承認の いずれかに切り詰めることによって、フ レイザーの議論は「社会的現実および政 治における多元性と複雑性を歪めてしま う」(Young 2008: 89)。多元性に対する認 識を軽視すべきでないのは、「抑圧される 集団それぞれが、他のものに還元すること ができない固有のアイデンティティと歴史 を有している」からであるが、ヤングの理 論は抑圧を5つのモデルに形態化し、かつ それらのどれもが抑圧概念を構成するた めの必要条件ではないとしたことで、「集 団の抑圧を論じるときの還元主義を避け得 る」とされる (Young 1990=2020: 199)。ヤ ングによれば、還元主義は「政治的主体を 一つの統一体に還元し、特殊性や差異よ りも共通性や類似点をより高く評価する」 ような傾向を意味する(Young 1990=2020: 1)が、フレイザーによる再分配と承認の 二分法は、まさにこうした還元主義に陥っ ている (Young 2008: 94)。その結果、フレ イザーは承認の要求を目的としか捉えられ ておらず、承認の要求が正義に適った再分 配の要求の一部をなすような場合を排除し てしまっている (Young 2008: 100)。むし ろ、社会集団が反本質主義的な自己理解と ともに差異の政治にコミットし、課題や立 場の多元性を認識することで、フレイザー が再分配/承認のジレンマとして措定した ような集団内部での対立は弱められ、多様 な抑圧に対して連帯できる可能性も広がる (Young 2008: 103)。このようにして、ヤン グは自身の基本的な立場を維持したまま、 改めて不正義、社会集団、連合・連帯につ いての自身の理論を提示したのであった。

ヤングの応答に対し、フレイザーは既存の二分法を再度擁護するとともに、ヤングが構想する連合・連帯には欠陥があると指摘する。フレイザーは『中断された正義』において、再分配と承認への要求、および政治経済的領域と文化的領域は互いに混ざり合っていることを認識しつつ、それぞれの不正義に対する治癒策を検討するにあたっての「思考訓練」のために、これらを区別して考えることを提案している(Fraser 1997=2003: 27)。このように、フレイザーが二分法を導入したのは、現実をそのよう

に認識すべきであることを主張するためで はなく、ジェンダーや人種といった社会集 団に再分配/承認のジレンマが存在しうる ことを説明するための分析装置とするため であった。この重要性を認識せず、しかも 肯定的治癒策に親和的なヤング⁸は、そうし たジレンマに苛まれる集団も進歩的な社会 運動における「連合」に加わることでうま くいくだろうという、楽観主義的 polyannaism 観点に陥っている (Fraser 2008b: 108-11)。のちの『再配分か承認か?』における 表現を先取りするならば、「闘争が目下の ところ分裂し衝突しているいま、いかに両 タイプの闘争を協働させ調和させられる か」という点を、真剣に捉えるべきだとフ レイザーは主張するのである (Fraser and Honneth 2003=2012: 73) o

ここまで、ヤングおよびフレイザーにおける、不正義およびその治癒策、社会集団、そして連合・連帯に関する理論化を確認してきた。のちにフレイザーは二分法への認識を変化させ、不正義の多元性により配慮した立場へと転換する。しかしさらにその後、フレイザーは再び社会主義的立場を前面に出し、左派ポピュリズムの立場を明示的に肯定することとなる。ここにおいて、マルクス主義フェミニズムにコミットしながら徐々に距離を置き、そのまま生涯を閉じたヤングとの立場の相違が明確になるように思われる。

第3章 論争以降のヤングとフレイザー 一不正義の治癒策と連合・連帯に関する議論を中心に

以下では、2000年代以降におけるヤング とフレイザーの議論から、両者の論争以降 の展開を手短に検討する。ヤングは「虹の 連合」から「差異化された連帯」へと連合・ 連帯に関する議論を発展させ、グローバル な制度や社会構造への参加において生じる 政治的責任の概念を基盤として、不正義に 対抗する連帯に向けた構想を試みた。他方 のフレイザーは、現代の不正義およびそれ への対抗が難しくなっている状況の根に、 グローバル化に伴う新自由主義の伸長があ るとみなしたうえで、反資本主義的な運動 にあらゆる不正義に抵抗する諸勢力を結集 させることにより、「99%のためのフェミ ニズム」としての左派ポピュリズム的な連 帯を構想している。

差異化された連帯は、2000年に刊行された単著である Inclusion and Democracy でヤングが打ち出した構想である。ヤングは、社会集団と差異の概念について『正義と差異の政治』と同様の議論を改めて示すとともに、こうした集団はなんらかの質的な共通性を共有するのではなく、社会的関係のプロセスを経て社会構造内部のある位置に他者とともに置かれることで形成されるという点を強調する。構造的な不正義の経験を共有し、その是正を望む人びとが集団としての視座や声を採用すること、およびそれが聴かれることを要求することが、差異

⁸ ヤングの差異の政治は肯定的というより変革的治癒策としての質を含むものであることから、フレイ ザーのこの解釈は疑わしいという点については、すでに注6で指摘したとおりである。

の政治において主体となる社会集団の基礎なのである(Young 2000: Chapter3)。

こうした「差異の政治」の基本的な要素 について、社会運動における政治的指針に とどまらず、グローバルおよびリージョナ ルな制度化にまで適用することを目指した のが、差異化された連帯の構想である。差 異化された連帯は、統合 integration を志向 する方針と対になる立場であり、各集団に 親近性を抱く人びとにとっての固有の経験 や価値観、意味等を重視するとともに、そ の集団に独特のニーズや諸要求について、 当該社会のメンバーが相互に尊敬と配慮を もって捉えることを要求する (Young 2000: Chapter6)。これを実現するために、当該 社会の統治体は集団の視座やニーズを表明 することが容易となるように、地域政府や 特別な代表制を備えた議会といった諸制度 を編成することが求められる。このように して、人びとが自身の生存にとって不可欠 な尊厳やニーズを自ら決定し主張するこ とができる社会が実現するのだとされる (Young 2000: Chapter7)

ヤングの最後の単著『正義への責任』においても、連帯についての議論がみられる。同書でヤングは、構造的不正義の是正のために当の社会構造においてそれぞれ異なる位置を占める人びとがともに行動する必要があり、またそうするための責任を諸個人が有しているのだと主張する。たとえばグローバルな社会において、経済規模の小さな諸国に位置する工場で先進国のアパレルショップ製品生産に従事する女性労働者の抑圧に対しては、低賃金で劣悪な労働による生産物から利益を得ている可能性が

あるあらゆる人びとに、その立場に応じた 責任がある。人びとはその責任を認識し、 政府へ企業への働きかけから社会運動への 参加まで、あらゆる行動をとらねばならな い (Young 2011=2014: 第5章)。行動は諸個 人が結集して集団として行われる必要があ る (Young 2011=2014: 165-9) が、このよう にして人びとが結集した形態こそ「連帯」 なのである。こうした連帯においては、参 加する人びとのアイデンティティや志向性 の同化や統一性を想定する必要はなく、社 会集団について経済的な集団であるか文化 的な集団かといったことを考える必要もな い。構造的不正義はどちらの不正義をも同 時に生産し、また再生産して人びとに影 響を与えているからである (Young 2007: 80)。こうした不正義の是正に向けた連帯 に結集する人びとに共通するのは、社会構 造の中でそれぞれが独特な位置に置かれつ つも、各人が認識する政治的な責任によっ て、現存する不正義に対して他者とともに なんらかの行動に参画することが必要だと 信じていること、ただそれのみである。

用語、そして概念としての連帯は、関わりあう者たちの同質性や対称性を意味する必要がない。その言葉を使う者たちのなかには、「連帯」を他者との同一化や、集団の統一性を含意するものとして使う者もいるが、そのような使用法は批判できるし、またそうされるべきである。わたしの理解では、連帯とは、ばらばらで同質ではないにも関わらず、お互いのためにともに立ち上がろうと決めた人びとの関係性のこと

である (Young 2011=2014: 178)。

ヤングは最後まで、同化や統合ではなく 捉え直された意味での差異を尊重する政治 を志向し、かつ還元主義的想定によって意 図せぬ排除や捨象に陥りうる二元論的な認 識に反対する立場を、自身の理論に基礎づ け続けてきた。最終的には、グローバルな 社会構造が生み出す不正義の是正を目指し て、社会運動を越えて統治体系や諸制度そ のものを再編成する原理にまで、自身の連 帯に関する構想を拡張しようとしたので あった⁹。

一方のフレイザーは、現在に至るまで社会主義という支柱を維持して議論を行っている。すでに確認したとおり、フレイザーは「新しい社会運動」においてその焦点が再分配から承認へと移行しつつあることに危機感を抱き、そのどちらをも焦点とする二元論を打ち出したのだった。一方で、こうした議論に対してはヤングによる批判の他に、両者の論争について検討したアン・フィリップスから、ヤングが承認、すなわち文化的領域を優先していると批判するフレイザー自身もまた、ひそかに再分配、すなわち政治経済的領域を優先しているのではないかという批判が提起されている(Phillips 2008: 123)。フレイザーは、『再

配分か承認か?』において、再分配と承認 の二元論は「社会的現実を理解するのに必 要な概念的ツール」であると改めて示した (Fraser and Honneth 2003=2012: 73) うえで、 この二元論は「実体的二元論 | と対置され るものとしての「パースペクティヴ的二元 論」であるとともにどちらかの領域を優先 するのではないものとして、ヤングへの反 論で用いた説明を提示し直している(Fraser and Honneth 2003=2012: 72-83)。 一方で同 書では、再分配/承認のジレンマを乗り越 えるための治癒策について改めて論じ直さ れ、新たに「非改革主義的改革」の有効性 が主張されている。これは、短期的に集団 の権利やリベラルな福祉国家的再分配を認 めるような肯定的是正戦略とみなされる政 策をとることによって、長期的な構造改革 に向けたプロセスを推進していくものであ る (Fraser and Honneth 2003=2012: 96-100)。 つまり、肯定的戦略と変革的戦略という二 分法は維持されるものの、それらは常に対 立項に置かれるのではなく、長期的には変 革を目指すという条件付きで肯定的戦略と しての質を含む政策も意義を有する場合が あることを、フレイザーは認めたのである。 次いで『正義の秤』では、「経済構造や 地位秩序とは別に、社会の政治的構成に起 因する不公正の相対的自律性をとらえられ なかった、これまでの私の理論の欠陥」を

⁹ こうしたヤングの構想に対しては、そもそも「差異化」という方向自体に問題があり、ヤングが類型化した類の抑圧をより是正しうるのはむしろ統合を志向する政策の方であるという、エリザベス・アンダーソン (Elizabeth Anderson) の批判がある (Anderson 2010)。アンダーソンの主張は、不正義の是正への足掛かりとして集団の肯定的治癒策を一時的に採用することを認めるものの、最終的にはフレイザーの変革的治癒策と同様に、社会集団の境界を曖昧にすることで集団間の異なる処遇を是正するという方針を擁護するものである。また、アンダーソンを中心に、ヤングやフレイザーの議論を組み合わせて、不正義の是正に向けた政治的平等のための理論化を試みた研究に、森 (2019) がある。

補うものとして、経済分野に対応する再分 配、文化分野に対応する承認に加え、政治 分野における「代表」の不正義を焦点化 する必要が論じられる (Fraser 2008a=2013: 10)。再分配、承認に加えて政治を個別の 領域として焦点化することについては、す でに『再配分か承認か?』でも論じられて おり、主権国家体制を前提とした枠組みで は有効な分析および是正が期待できない不 正義について、「参加の平等が求められて いる社会的行為者とは誰なのか」が問われ るべきであり、それは再分配および承認の どちらからも独立した問いとして捉えられ るべきだとされていた (Fraser and Honneth 2003=2012: 105-8)。その後2014年に発表さ れた論考「マルクスの隠れ家の背後へ」で は、政治体制および権力は資本主義社会に おける基礎的条件の1つとして位置づけら れ、資本主義社会の変革を目指す際には、 そうした社会を背後から構成している政治 分野を考察することが不可欠であると論じ られるに至った¹⁰ (Fraser 2014=2015: 15)。

このように 2000 年代以降のフレイザーは、『中断された正義』からヤングとの論争にかけて主張してきた経済と文化の二分法的な枠組みを緩め、政治分野に意識を向けたうえで資本主義およびその不正義につ

いての分析を進めていく。社会集団に対す る認識についても、フレイザーは非改革主 義的改革を擁護する文脈において「差異化 それ自体が抑圧でない場合には、社会改革 の望ましい目的は差異化の脱構築ではない かもしれない」と述べている (Fraser and Honneth 2003=2012: 98)。 したがって、再分 配の不正義への対抗にあたって社会集団の 境界を曖昧にすることが広範な連合・連帯 の形成に寄与するとしてきたフレイザーの 立場は、非改革主義的改革の有効性の主張 と政治分野に関する議論の重点化、すなわ ち「だれ」の次元を考慮することが不正義 の縮減に不可欠であるという点を組み込む ことによって、いくらかの修正がなされた とみることができる。

だが、アメリカ合衆国の政治情勢の変化を大きな契機として、フレイザーは新自由主義および資本主義への危機感を重視するようになり、それへの対抗運動を構成する普遍主義的な連帯の必要性を主張するようになる。それ以前からフレイザーは、第2波フェミニズムにおけるいくつかの戦略が誤っていたために、資本主義への批判的思考を失い、新自由主義の伸長を止めることができなかったと論じていた¹¹ (Fraser

^{10 『}正義の秤』で、政治的不正義は3つの段階を含む概念として記述される。「通常政治の誤った代表」は経済および文化に還元不可能な一分野を構成するものでありつつも、他の2つと並列的に位置づけられた領域であるのに対し、「誤ったフレーム化」は、経済、文化、政治のそれぞれが関係する領域として考えられている。そして「メタ政治的な誤った代表」は、経済、文化、政治のあらゆる意味における正義の基底をなす、参加の同等性という規範が問われる領域であるとされる(Fraser 2008a=2013: 第1章)。こうした政治的不正義に関する議論が、のちの進歩的ポピュリズムにいかに引き継がれたのかという点は、フレイザーの議論の変遷を追ううえで重要になると思われるが、本稿では立ち入ることができなかった。

¹¹ フレイザーの第2波フェミニズム批判を受けて、フェミニズム理論史の再検討を行った本邦の論考に、

2008a=2013: 第 6 章 , Fraser 2013: Chapter9) が、主に2016年のトランプ政権誕生と、大 統領選挙で敗北した民主党の候補者選びを めぐる状況に直面して以降、変革的という より肯定的な性質を強めるフェミニズムを 立て直すとともに世界的に不正義を生み出 し続けている社会構造に対抗するため、新 自由主義と不可分になった社会秩序として の「資本主義」を打ち倒すフェミニズム 運動、すなわち「99%のためのフェミニズ ム」を実践する必要性を主張するに至る (Arruzza et al. 2019=2020)。こうした新た な運動の戦略を、フレイザーは「進歩的ポ ピュリズム」と呼び、ドナルド・トランプ に代表される右翼的な「反動的ポピュリズ ム」およびビル・クリントンやヒラリー・ クリントンに代表される左翼的な「進歩 的新自由主義」とは異なるヘゲモニーを 構築するものとして位置づける(Fraser 2017=2021: 38-44, Fraser and Sunkara 2019) o こうしたポピュリズム的政治においては、 新自由主義と反動的な政治が結びついた現 状を打開するために、フェミニストや反人 種差別主義者、反同性愛嫌悪者といった人 びとのうち新自由主義から利益を得ている

人びととあえて手を切って「切り離し」を行ったうえで、新自由主義体制によって抑圧されている労働者を反動的な陣営への支持から引き戻すことが主張されている(Fraser 2017=2021: 39-40)。こうして練り上げられた連合が、99%のためのフェミニズムである¹²。

99%のためのフェミニズムが「フェミニ ズム」である理由は、社会的再生産論social reproduction theory への注目にある。社会 的再生産とは、「生産のための、基礎とな る物質的・社会的・文化的必須条件」の広 範な活動全体を指す概念であるが、資本主 義社会においてはこの活動はジェンダー という基盤の上に成り立っているものであ り、その営みはジェンダー役割と不可分で ある。この社会的再生産を変革すること は、資本主義社会全体の変革を要請するも のでもある13。したがって、社会的再生産 の変革への要求はフェミニスト的な運動で あるとともに、資本主義社会の秩序を根本 的に問い直すという性格を有するものでも ある。こうした運動の主体を担うのは、さ まざまな社会集団を統合する視座としての 「階級」である。99%のためのフェミニズ

岡野 (2017) や江原 (2022) がある。いずれもフレイザーの立場とは異なり、第2波フェミニズムの 潮流が残した意義を改めて提示し直すものである。

^{12 『99%}のためのフェミニズム宣言』は共著であり、フレイザー以外の共著者による主張や視座も含まれている。にも関わらず、本稿が99%のためのフェミニズムをフレイザー自身の連合・連帯の構想として取り上げている理由は下記2点による。1点目は、あるインタビューでフレイザー自身が同書について、68年世代の活動家 activistとして初めて書いた扇動的 agitational 政治文書であると述べていることである (Fraser and Martínez: 2019)。2点目は、フレイザー個人の進歩的ポピュリズム論が、「99%の人びとのために」を旗印としたウォール街占拠運動にみられるようなヘゲモニー闘争としての普遍主義的連帯をその基礎としているところ、『99%のためのフェミニズム宣言』がほぼ同様の連帯に向けた呼びかけを含んでいると解釈可能だからである (Arruzza et al. 2019=2020: 144-52, Fraser 2017=2021: 32-3, 41-4)。

¹³ 先述の「マルクスの隠れ家の背後へ」の時点で、社会的再生産は資本主義社会に欠かせない背景的条件をなす要素の1つとして、自然、政治権力とともに位置づけられている(Fraser 2014: 65-6=2015: 15)。

ムにおいて、女性や移民、人種的マイノリティといった人びとは単にその集団に属しているというだけで運動の主体になるわけではなく、階級闘争への参加を通じて資本主義社会が生み出す不正義を根本から是正しようとすることで主体となるのである(Arruzza et al. 2019=2020: 46-54)。

99%のためのフェミニズムにおいては、 いくつかの点でそれまでのフレイザーの立 場からの転換や継承がみられる。まず、こ の立場はフレイザーが課題として挙げてい た、フェミニズムにおいて再分配、承認、 代表の次元を統合する連帯のモデルである と解釈できる。ただし、階級が基盤となる ことが明言されていること、および階級的 に異なる位置を占める社会集団の人びとは 切り離されることから、そのもっとも基礎 的な視座は再分配に関する不正義の是正で あるとも言える。また、繰り返し触れてき たように社会集団の境界を基礎とせず、階 級的に統合可能な人びとのみを主体として みなすという戦略から、非改革主義的改革 の考え方は事実上後景に退き、再び変革的 な治癒策への集中が図られているとも考え られる。このように新たに練り直された階 級的集団の中において、自身がこれまで指摘してきたような「再分配/承認のジレンマ」が再発しないと言えるのか、仮に再発しないと言えたとして、フレイザーが区分する意味での「承認」を求める人びとの視座やニーズがあと回しにされることはないと言うことができるのか、今後の学術的展開や社会情勢の変化を含めて注意深く検討する必要があるように思われる¹⁴。

おわりに

本稿では、アイリス・マリオン・ヤングとナンシー・フレイザーという、2人のフェミニスト理論家を取り上げ、それぞれの不正義およびその治癒策、社会集団への認識、そして連合・連帯におけるあるべき姿といった点について、両者の論争およびその前後の議論から検討した。両者とも社会主義を重んじる立場から出発しつつ、社会の移り変わりや社会理論およびフェミニズムの議論の深化に伴って、立場の変化や理論の発展を経験してきたと言える。両者の理論は最終的に、あるいは現在までに、差異化された連帯と99%のためのフェミニズムという形で、それぞれの連合・連帯

¹⁴ こうした可能性を認識しつつも、むしろ従来の社会的活動や運動の場において他者化されてきた人びとと連帯することに関する99%のためのフェミニズムの潜在性に期待した研究として、牧野良成の論考がある(牧野 2022)。ただし私見によれば、社会的再生産の変革を基盤とした連帯において、非・シスジェンダーの人びとへの周縁化や暴力を断ち切るために必要な考慮事項や取り組みについては、『99%のためのフェミニズム宣言』の筆者たちが考えているであろう以上に、慎重に行われる必要があると思われる。特に、社会的再生産の抑圧が二元的なジェンダー概念に基づいて分析される際、本書で「ジェンダーによる規定に準じない者」(Arruzza et al. 2019=2020: 36)とされる人びとの位置づけは、両義的となってしまうように考えられる。また同書において、障害に関する視座が十分に盛り込まれているとは言いがたいために、現状の社会において社会的再生産の活動に寄与しているとみなされない傾向にある人びととの連帯がどうなるのか不明瞭である点も、筆者のこうした疑念をより強めている。こうした批判的検討については、別稿にて改めて取り上げたい。

に関する構想へと結実した。両者の共通点 と相違点、そして議論のプロセスを並べて 検討することは、不正義の是正に向けた新

たな連合・連帯を構想する際の重要な手掛かりになると考えられる。本稿がその一助となれば幸いである。

<参照文献>

- Allen, Amy, 2008, "Power and the Politics of Difference: Oppression, Empowerment, and Transnational Justice", In *Hypatia*, 23(3): pp.156-72.
- Anderson, Elizabeth, 2010, The Imperative of Integration, Princeton, Princeton University Press.
- Arruzza, Cinzia, Tithi Bhattacharya, Nancy Fraser, 2019, Feminism for the 99%: A Manifesto, London and New York, Verso. (惠愛由訳, 2020,『99%のためのフェミニズム宣言』, 人文書院).
- Dieleman, Susan, 2012, "Solving The Problem of Epistemic Exclusion: A Pragmatist Feminist Approach", In Maurice Hamington and Celia Bardwell-Jones eds., *Contemporary Feminist Pragmatism*, New York, Routledge.
- Dorrien, Gary, 2021, "Nancy Fraser, Iris Marion Young, and the Intersections of Justice: Equality, Recognition, Participation, and Third Wave Feminism", In *American Journal of Theology & Philosophy*, 42 (3): pp. 5–34.
- 江原由美子, 2022, 『持続するフェミニズムのために――グローバリゼーションと「第二の近代」を生き抜く理論へ』, 有斐閣.
- Eisenberg, Avigail, 2006, "Education and the Politics of Difference: Iris Young and the Politics of Education", In Mitja Sardoč ed., *Citizenship, Inclusion and Democracy: A Symposium on Iris Marion Young*, Malden, Blackwell Publishing.
- Ferguson, Ann and Mechthild Nagel, 2009, "Introduction" In Ann Ferguson and Mechthild Nagel eds., Dancing with Iris: The Philosophy of Iris Marion Young, New York, Oxford University Press.
- Fraser, Nancy, 1997, Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition, Cambridge, Polity Press. (仲正昌樹監訳, 2003, 『中断された正義――「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』, 御茶の水書房).
- ————, 2008b, "Against Pollyanna-ism: A Reply to Iris Young" In Kevin Olson ed., *Adding Insult to Injury: Debating Redistribution, Recognition and Representation*, London and New York, Verso.
- ————, 2013, Fortunes of Feminism: From State-Managed Capitalism o Neoliberal Crisis, London and New York, Verso.

- Fraser, Nancy and Axel Honneth, 2003, Redistribution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange,

- London and New York, Verso. (加藤泰史監訳, 2012, 『再配分か承認か?――政治・哲学論争』, 法政大学出版局).
- Fraser, Nancy and Bhaskar Sunkara, 2019, ""The Populist Cat Is Out of the Bag" Nancy Fraser Interviewed by Bhaskar Sunkara" In Nancy Fraser, *The Old Is Dying and the New Cannot be Born: From Progressive Neoliberalism to Trump and Beyond,* London and New York, Verso.
- Fraser, Nancy and Rebeca Martínez, 2019, "The Feminism of the 1 Percent Has Associated Our Cause With Elitism: An Interview with Nancy Fraser" *Jacobin*, (2023 年 5 月 28 日 取 得, https://jacobin.com/2019/08/feminism-for-99-percent-nancy-fraser).
- 福島賢二,2008,「教育機会の平等研究の焦点——再分配と承認を巡る論争を手がかりに」『<教育と社会>研究』(一橋大学<教育と社会>研究会)第18号,pp.62-70.
- Hartman, Heidi, 1981, "The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards A More Progressive Union" In Lydia Sargent ed., *Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism*, Boston, South End Press. (田中かず子訳, 1991,「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚――さらに実りある統合に向けて」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).
- Heyes, Cressida J., 2003, "Can There Be a Queer Politics of Recognition?" In Robin N. Fiore and Hilde Lindemann Nelson eds., *Recognition, Responsibility, and Rights: Feminist Ethics and Social Theory*, Lanham, Rowman & Littlefield Publishers, Inc..
- 本田宏, 2022, 「社会運動論の再整理——政治学の視点から」『北海学園大学法学研究』(北海学園大学法学会), 第58号1巻: pp. 1-33.
- La Caze, Marguerite, 2006, "Splitting the Difference: Between Young and Fraser on identity politics", In Lynda Burns ed., *Feminist Alliances*, New York, Brill Rodopi.
- 牧野良成,2022,「マニフェストの先へと、ともに歩を進めるために――連帯論としての『99%のためのフェミニズム宣言』への応答の試み」『女性学年報』(日本女性学研究会)第43号:pp. 25-52.
- 森悠一郎, 2016,「ナンシー・フレイザーの『再分配/承認の正義』の再検討」『ジェンダー研究』 (東海ジェンダー研究所) 第18号, pp. 15-39.
- -----, 2019, 『関係の対等性と平等』, 弘文社.
- 岡野八代,2017,「継続する第二波フェミニズム理論――リベラリズムとの対抗へ」『同志社アメリカ研究』(同志社大学アメリカ研究所)第53号,103-24.
- Phillips, Anne, 2008, "From Inequality to Difference: A Severe Case of Displacement?" In *Adding Insult to Injury*.
- 齋藤純一・田中将人,2021,『ジョン・ロールズ――社会正義の探求者』,中央公論新社.
- 向山恭一,2014,「アイデンティティと差異――政治哲学の<文化的転回>をめぐって」小野紀明・ 川崎修編集代表,『岩波講座 政治哲学6 政治哲学と現代』,岩波書店.
- Sargent, Lydia, 1981, "New Left Women and Men: The Honeymoon Is Over" In Lydia Sargent ed., *Women and Revolution*. (田中かず子訳, 1991,「新左翼の女性と男性――ハネムーンは終わった」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).
- 辻康夫,2016,「承認の政治と再分配の問題――ジレンマは存在するか」『北大法学論集』(北海道大学大学院法学研究科)第67号3巻: pp. 45-81.
- Voet, Rian, 1998, Feminism and Citizenship, London, SAGE Publications.
- Young, Iris Marion, 1981, "Beyond the Unhappy Marriage: A Critique of Dual Systems Theory" In Lydia Sargent ed., Women and Revolution. (田中かず子訳, 1991, 「不幸な結婚を乗り越えて――二元論を批判する」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).



(掲載決定日:2023年5月18日)

Abstract

Normative Conceptions of Feminist Coalition/Solidarity: Analyzing Discussions by Nancy Fraser and Iris Marion Young

Hiroki Yamagishi*

This study utilizes the theories of Nancy Fraser and Iris Marion Young to examine conceptions of feminist coalition/solidarity politics. Both Fraser and Young sought to construct normative political theories of social injustice based on the circumstances of Western society and the social movements occurring at the end of the 20th century. In so doing, they attempted to remedy the prevailing situation through socialism and critical theory. Some researchers have construed the distance between the positions taken by Fraser and Young as relating to their individual apprehensions of political, economic, cultural, and other injustices and the remedies they believed should be adopted to redress unjust conditions. Fraser and Young also articulated distinct views on social groups, including class, gender, sexuality, race, ethnicity, and disability. Ultimately, Fraser's conception of feminist coalition politics resulted in the slogan "feminism for the 99%" in opposition to Young's notion of differentiated solidarity. This study evaluates the considerations and controversies in the understanding exhibited by Fraser and Young vis-à-vis social injustices and social groups to elucidate how the distance in their stances reflects the similarities and differences in their conceptions of the coalition/solidarity politics of the feminist social movement.

Keywords

Iris Marion Young, Nancy Fraser, differentiated solidarity, feminism for the 99%, injustice.

^{*}Doctoral Course of the Graduate School of Global Studies, Doshisha University, Japan.